

令和2年 6月 3日

川崎市議会議長 山崎直史様

藤沢市在住者

パトロール事業の税金の使われ方およびスクラップ事故船の法改正
に関する陳情

陳情の理由

- 1 平成30年度の期末に継続審議となった陳情第135号「オリンピックの海上警備と、海上警備（パトロール）の税金の使い方についてに関する陳情」について再審議を要請します。

前回はパトロールの審議に時間を要し、「税金」について全く審議はしていませんでした。現行のパトロール船のうち、1つの例として、新型コロナウイルス感染症下で客船が2船必要ですか。

選挙市民、つまり、納税者の立場で「税金」の使われ方について御審議ください。（例、横浜市は川崎の倍の面積で、小型船舶2船です。）

- 2 スクラップ船の事故について

令和元年8月29日の委員会で私が提出した陳情第10号が不採択されました。

平成30年9月13日、10月2日と2回にわたりスクラップ船の事故があり、10月2日の事故船は現在でも着岸中です。

市営3号岸壁に接岸して以来、同岸壁は1年8か月にわたり港湾機能を失っております。（MARINA号）

この事故船の原状回復には、「川崎市港湾施設条例第16条」があります。条例第16条での原状回復は利用者です。

- (1) 行政は利用者に対し、原状回復の指導をしてきたか。
- (2) 今後、どのように指導して行くのか。

(3) 係船料の未払がどうなっているか。

議会に知らせてください。

私は市条例でなく、前回同様、港湾法第五十六条の四（ハ）に改訂すべきと思いますので、再度御審議ください。